

山口市における自治会への加入促進に関する協定書

山口市自治会連合会（以下「甲」という。）、一般社団法人山口県宅建協会山口支部（以下「乙」という。）及び山口市（以下「丙」という。）は、相互の連携及び協力を図り、次に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口市が目指す「個性豊かで活力のある自立した地域社会」の実現に向け、甲、乙及び丙が相互に協力・連携して、本市における自治会への加入促進に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、自治会加入促進に関し、次の役割分担に基づき、相互に協力・連携するものとする。

- （1）乙は、住宅の販売、仲介、賃貸等をする場合において、当該住宅の入居世帯に対し、自治会への加入促進用チラシの配布等を行い、自治会への加入を促すよう努める。
- （2）甲及び丙は、乙に対して自治会への加入促進用の啓発物品等を提供するとともに、乙からの問い合わせ等に対応することとする。
- （3）丙は、甲乙間の連絡調整及び必要な支援を行うものとする。
- （4）甲、乙及び丙は、情報の共有、課題の解決等のため、必要に応じ協議の場を設けるものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の日の翌日から1年間更新されたものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自 1 通を有するものとする。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

甲 山口市亀山町 2 番 1 号
山口市自治会連合会

会 長 清 水 力

乙 山口市本町 1 丁目 3 番 8 号
一般社団法人山口県宅建協会山口支部

支部長 西 村 俊 爾

丙 山口市亀山町 2 番 1 号
山口市

市 長 渡 辺 純 忠